

令和7年度横浜市新墓園事業費会計予算

令和7年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,550,170千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山中 竹 春

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1,602,312 <small>千円</small>
	1 使用料	1,602,147
	2 手数料	165
2 財産収入		200
	1 財産運用収入	200
3 繰入金		45,408
	1 基金繰入金	45,408
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		150
	1 雑入	150
6 市債		902,000
	1 市債	902,000
歳入合計		2,550,170

歳 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		88,300 ^{千円}
	1 事業費	88,300
2 日野こもれび納骨堂事業費		1,536,870
	1 事業費	1,536,870
3 舞岡地区新墓園事業費		905,000
	1 施設整備費	879,736
	2 公債費	25,264
4 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		2,550,170

第2表 債務負担行為
追加

事 項	期 間	限 度 額
舞岡しぜん墓園施設整備等工事 請負契約	令和8年度	限度額 1,800,000 千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舞岡地区新墓園整備費	千円 902,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	902,000			